

貯蓄スウィングサービス規定

(令和2年4月1日現在)

1. この規定の取引にかかる契約の成立

当行は、お客さまからこの規定の取引にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引にかかる契約が成立するものとします。

2. スウィングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、同一名義の普通預金口座と貯蓄預金口座との間で、ご指定の振替日（以下「振替指定日」といいます。）にご指定の振替方法により振替処理を自動的に行うサービスをいいます。

なお、本サービスを行う場合、普通預金口座および貯蓄預金口座の残高は、未決済の小切手、その他証券類を除き、振替指定日の当行所定の振替処理時点における残高とします。

3. 本サービスの内容

(1) 普通預金口座から貯蓄預金口座への振替（これを「順スウィング」といいます。）

① 定額振替（振替ご指定金額指定あり）

普通預金口座の残高が振替日において、普通預金ご指定残高（以下「順振替ライン」といいます。）を超えている場合、ご指定いただいた振替金額（以下「振替指定金額」といいます。）を普通預金口座から貯蓄預金口座へ振替入金します。

ただし、振替後の普通預金残高が、順振替ライン未満になる場合は振替を行いません。

② 超過振替（振替ご指定金額指定なし）

普通預金口座の残高が、振替日において順振替ラインを超えている場合、その超過額を普通預金口座から貯蓄預金口座へ振替入金します。

③ 増額月振替

普通預金口座の残高が、増額月の振替日に増額月振替ご指定残高（以下「増額月振替ライン」といいます。）を超えている場合、振替指定金額を普通預金口座から貯蓄預金口座へ振替入金します。

ただし、振替後の普通預金残高が、増額月振替ライン未満になる場合は振替を行いません。

なお、振替指定金額を指定されない場合は、増額月振替ラインを超えた金額を振替金額とします。

(2) 貯蓄預金口座から普通預金口座への振替（これを「逆スウィング」といいます。）

① 定額振替（振替ご指定金額指定あり）

普通預金口座の残高が振替日において、普通預金ご指定残高（以下「逆振替ライン」といいます。）に満たない場合、振替指定金額を貯蓄預金口座から普通預金口座へ振替入金します。

② 不足額入金（振替ご指定金額指定なし）

普通預金口座の残高が、振替日において逆振替ラインに満たない場合、その不足額を貯蓄預金口座から普通預金口座へ振替入金します。

4. 振替周期

振替周期は、毎月、隔月の中から指定してください。（毎月、偶数月、奇数月の3パターンから1つお選びいただけます。）

5. 振替基準月

振替周期が隔月の場合は、基準となる振替月（1月～12月）を指定してください。

6. 振替指定日

振替指定日は、各月共通の日（最大2回まで指定可能）を指定してください。なお、振替指定日が銀行休業日の場合は、翌営業日を振替指定日として取扱い、振替する月に該当する振替日がない場合は、その月の末日をもって振替指定日とします。

7. 振替増額月日
増額分の振替日付（最大6回まで指定可能）を指定してください。
8. 金額・残高の単位
振替金額および普通預金ご指定残高は千円以上、千円単位で指定してください。
9. 指定口座からの振替
指定口座からの振替は振替指定日に1回行うこととし、普通預金規定、総合口座取引規定および貯蓄預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
また、振替不能となった場合は、振替不能の通知および再振替は行いません。
10. 変更・解約
お申込の内容の変更、またはこのサービスを解約する場合は、当行所定の書面によってお届けください。
11. サービス内容の変更
サービス内容を金融情勢等により変更させていただく場合は、当行ホームページ等によりお知らせいたします。
12. 規定の準用
この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定および貯蓄預金規定により取扱います。
13. 規定の変更
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上